

平成29年第11回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年9月11日(月) 午後1時30分

2 閉会 平成29年9月11日(月) 午後3時10分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

18人

伊丹 良夫

犬飼 正己

難波 末雄

林 修司

林 斉

宮崎 昭雄

山上 勲

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

東 茂

渡邊 則文

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

高上 忠義

阿部 英志

風早 克義

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

7 議事録署名委員

9 番委員 11 番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

そうじゃ農業委員会だよりについて

平成29年度農地パトロールについて

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん大変お忙しい中を総社市農業委員会総会に出席していただきまして、ありがとうございます。

9月に入りまして、実りの秋を迎えております。朝夕涼しくなって過ごしやすくなっておるところであります。農作業は捗ることだろうと思います。そうした中で、推進委員の皆様方と農業委員会の農業委員と初めての総会であります。皆様方の慎重な審議をいたしまして、挨拶とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成29年第11回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員15名、欠席者はいません。農地利用最適化推進委員、出席者は18名、欠席者はいません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、11番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当委員よろしく願いいたします。

【議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行中は、議事録作成のため録音をしております。

やむを得ず離席をする場合は、挙手をして休憩を申し出るように申し上げます。

それでは、審議に入らせていただきます。

議案第43号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号20番】

(農地担当)

それでは、20番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

黒尾の●●●番の件ではありますが、譲渡人は住所地が●●になっていますが、黒尾の出身でありまして、地元と●●の生活が半々程度でありまして、両方に生活の拠点がある方です。

申請地は10年前に渡し人が近所の人から桃の栽培にということで購入したものであります。桃の植え付けをして、昨年まで栽培をして出荷していたような桃園でありました。しかし、昨年、今回の渡し人が体調を崩しまして、桃園の管理が出来ていない状態です。渡し人も高齢であること、身内にも桃園をする者もいないことから、近所に住んでおられる受け人が引き受けることになり、今回の申請に至ったものであります。

この受け人は野菜を中心とした農家でありまして、野菜と桃を生産をしています。桃につきましては山手地内で桃園をされているそうであります。今回は、住んでいる所の近くであり、渡し人から機材一式を提供するような話になっております。

また、販路についても協力をするという事になっています。

地元としても耕作放棄地の発生防止になること等から、何ら問題はないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、黒尾地区の担当であります宮崎委員、何かありましたらお願いします。

(宮崎昭雄委員)

今回の受け人は、農業を始めて15年ぐらいになろうかと思えます。

地元としても特に問題はないものと思われまます。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(農地担当)

続きまして、21番、東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この件につきましては、渡し人は現在5反程度の耕作をされています。また、受け人は、阿曾地区でも最大規模の農業生産者であり、農地が荒れるということもないことから、地元としては問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、東阿曾地区の推進委員さん何かありましたらお願いいたします。

(林修司委員)

今の説明で間違いありません。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして、22番、清音軽部の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(7番委員)

受け人は、清音、山手で作付けをされています。渡し人は、先般、隣接地を駐車場にされました。今回の3平方メートルが残りしました。その関係で、どのようにするのか聞いていました。この度、

受け人が隣接した畑を持っておられます。それと一体として利用するというので、今回の申請になったものであります。

地元とすれば、支障ないものと思われまして、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

以上で議案第43号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第44号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する意見等を詳しくお願いをいたします。また、議案第44号の6番の案件と議案第45号の39番は関連がありますので、一括審議とさせていただきます。それと、議案第44号の7番の案件と議案第45号の41番、42番は関連がありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

【議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号6番、39番】

(農地担当)

それでは、4ページの6番、6ページの39番の富原の件につきまして現地調査の報告をお願い

いたします。

(3番委員)

9月5日に会長，4番委員，農地利用最適化推進委員から難波末雄委員，林修司委員の2名，事務局職員1名と私との6人で現地調査を行いました。

この件につきましては，現状は休耕田であります但し草刈りがされておりました。今回の申請地の周辺の状況といたしまして，東が宅地，西側が休耕田，南側は本人名義の休耕田，北側は道路を挟んでの宅地の状況になっております。転用した場合の周辺農地への影響の有無ですが，日照，通風，水利共に影響はないものと思われまゝす。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

お話がありましたように，4条，5条の関連のものでありますので，図面6の39にもありますように，お話にもありましたように現在，休耕田になっております。これにつきまして，●●市にお住まいの方が，農地転用されて住宅を建てる計画であります。

この土地であります但し，話にもありましたように，東側及び北側が住宅地になっておまして，●●●●●の間にある田の一部であります。住宅寄り東側でありまして，渡し人の一部，道路寄りを造成して宅地化にしようとする申請であります。東側は素堀り水路があつて住宅地，西側は，4条申請部分も含めまして休耕田，作付けをしていない土地であります。南側は造成後は，渡し人の土地の一部が残るといふことであります。北側につきましては，宅地となる部分の北側は，道路を挟んだ北側の居住者の花壇のような形で道路の南側にあります。それに接する田の一部が造成地になるといふことであります。

造成した場合にどのようになるかであります但し，図面を見ていただくとおり，西寄りで南側に接して水路がありますので，下水については支障ないものと思われまゝす。排水に関しましても造成後は，道路部分には側溝を設けるようになっております。その側溝の排水は道路北側，東寄りに側溝がありまして，道路の下に重圧管を通して接続をすることになっております。排水に関しましても特に農地への影響はないものと思われまゝす。計画中の住宅であります但し，二階建ての住宅を建築する予定であります。日照，通風等には影響はないものと思われまゝす。土砂等の関係であります但し，道路部分につきましてはコンクリート，宅地となる部分につきましては，コンクリートブロックで擁壁を作る予定となっております。土砂等の流出も問題ないものと思われまゝす。総合的には，特に農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは，事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化の区域に近接し、市街地化が見込まれるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、いかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4ページ6番、6ページ39番の案件を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番及び39番は許可されました。

【受付番号7番、41番、42番】

(農地担当)

それでは、4ページの7番、6ページの41番、7ページ42番の久代の案件に入らせていただきます。

この案件は、9番委員が利害関係人になりますので、農業委員会等に関する法律の議事参与の制限により退室を命じます。

~~~~~ 9番委員 **【退室】** ~~~~~

(農地担当)

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該の農地は、管理されている畑であります。周辺の状況といたしましては、東側に道路と道路

を挟んで駐車場、西側は本人の畑、南側も本人所有の畑、北側が池とその堤になっています。

転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、日照、通風、水利等影響ないものと思われ  
ます。  
以上であります。

(農地担当)

地元委員の報告になるのですが、9番委員が議事参与の制限により退席しています。よって、山田地区の13番委員から説明をお願いいたします。

(13番委員)

先月23日に9番委員に現地を案内してもらいました。申請の方が分家で墓地がないということで、新たに墓地の造成とその墓地へ行くための進入路を造りたいということで、申請があったものであります。現地の確認をしたんですが、周りの状況といたしましては、現地調査の報告のとおりでありました。東に道路、一部車庫があります。よく手入れされた畑、西側も畑であります。南側もよく手入れされた畑と果樹を植えております。北側には道路と小さな池がありました。周辺への営農状況への影響ではありますが、用水、排水共に影響はないと思われ  
ます。日照、通風、土砂の流出等に関しましても問題ないと思われ  
ます。よって、今回の申請につきましては、何ら問題ないと思  
います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4ページ7番、6ページ41番、7ページ42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。  
それでは、9番委員の入室をお願いします。

~~~~~ 9番委員 【入室】 ~~~~~

(農地担当)

以上で、議案第44号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第45号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

第4条と同様に地元委員の説明時には隣地に関する状況等を詳しく発言をお願いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号37番】

(農地担当)

それでは、6ページの37番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該の農地は雑草が繁茂している休耕田でありました。周辺の状況は、東側は宅地、西側は本人名義の休耕田、南側は道路、北側は作付けをしている水田であります。転用した場合の周辺農地への影響状況ですが、北側水田に対しては、日照について多少の影響が考えられるのかなと思われま
す。水利等他に関しましては、影響はないものと思われま
す。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件は、お話がありましたように、東側は私道に面してしまして、私道の東側は宅地になっております。南側は市道であります。西側は渡し人の田が休耕田ということで残ります。北側は稲を作付けされておりますが、現地調査で日照の影響という可能性があるということでありましたが、この農地の所有者と耕作者、耕作者は所有者のいところになります。その方と私が話をしましたところ、別に問題ないとのことでありました。所有者と耕作者共に了解をされておりました。用水等につきましては、渡し人の田の西側に水路がありまして、その水路からの水ということで、用排水については問題ないと思います。土砂の流出についても問題ないと思います。地元としてはこの転用については、問題ないと認識をしています。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化の区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして、38番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地であります。休耕田の状況でありました。

周辺状況といたしまして、東は雑種地、西側は本人名義の休耕田、南側は耕作放棄されたガラス温室、北側が道路という状況でありました。転用した場合の周辺農地への影響といたしまして日照、通風、水利、排水については、影響ないものと思われま。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

渡し人は、申請地のすぐ近くに住まいがあるんですが、実際には、本人は●●●の方に住んでおります。仕事の関係上であります。実家については誰も住んでいません。この方は地元土地にありますが耕作もしていません。できれば処分をしていきたいということで、購入者を探していたようでもあります。そのようなことから、今回の申請地を売却するというので、申請されたものであります。申請地のすぐ東側には地上げをした土地がありまして、南側は一段高くなった所に耕作されていないガラスが割れたような温室があります。西側は渡し人の田がそのまま残っております。20年来、耕作はされていません。毎年、数回、草刈りに帰っているので管理だけはされています。北側は市道でその北側に水路があります。申請地に住宅を建てたとしても周辺農地への影響については、用水、排水等について問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当)

続きまして、40番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地は、休耕田の状況であります。周辺の状況であります。東側が道路、西側が水田、南側が渡し人の畑、北側が水路ないし農道を挟んで畑となっております。転用した場合の周辺農地への影響ではありますが、日照、通風、水利等影響はないものと思われま。

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件は、前にもこの田の南端が農地転用で許可をしています。今回の申請は、田の北側の案件であります。東側に道路があるのですが、道路の下にセメントで高くして、その下を水路としております。道路が少し広がっている状況であります。申請地の南側は畑の状況であります。西側は田になっております。北側は水路でその北側が畑ということで、用水に関しましては、今回の案件の南端に道路がありますが、そこに水路がありまして、排水については、東側の地下に埋設しております水路に流すということになります。北側にある田に関しましても、その水路を使っての水の取入れということで、今回の案件に関して特に周辺への問題はないと認識していますのでよろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当)

続きまして、43番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地ではありますが、雑草が繁茂している状態でありました。申請地周辺の状況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が宅地付きの畑でありました。転用した場合の周辺農地への影響の有無ではありますが、北に面する畑につきましては、建築位置につきましては多少の日照の影響があるかも知れないということが考えられました。その他、水利、排水、通風等につきましては、影響がないと思われれます。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺の状況については、現地調査の報告のとおりであります。排水についてであります。西側の側溝に接続して排水する予定であります。日照、通風については土地利用計画図を見せていただきましたが、建物が北側の畑の近くになるのが気になります。これにつきましては、設計業者から地権者には承諾を得ている旨の説明を受けていますので、問題ないと考えています。土砂等の流出についても土留め等により流出を防ぐということです。総合的には、分譲中の4区画の内の3番目の物件であって、周囲の農地への影響もなく地権者の承諾もあるということから、問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当)

続きまして、44番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地は、草刈りがされており管理されている休耕田でありました。周辺の状況といたしまして、東は宅地、西も宅地、南が道路、北が休耕田及び個人の畑であります。転用した場合の周辺農地への影響の有無ですが、北に面する畑に対しまして建築位置によりましては、多少の日照の影響が考えられるという状況でありました。その他の通風、水利等には影響ないものと思われま

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、農地利用最適化推進委員の林委員と私が現地に行き確認をしました。添付図面を見ていただければと思います。東西は既に住宅が建っています。すでに入居をされています。南につきましては、道路と側溝を含めて4メートルの道路であります。北側につきましては、現地調査で報告のあった北側畑についてであります。隣地の承諾を得ていることから問題ないと

思います。用水につきましては、北側からの通し田ではありますが、6年位前から管理されている畑のような状態でありました。排水につきましては、排水は道路側の溝に流れるような計画になっています。よく地下水が浸み込んで逃げてしまうような自然排水です。日照、通風につきましては、住宅地に囲まれていることから、問題ないと思います。土砂等の流出につきましては、コンクリート土留めをするようになっているので問題ありません。管理された農地であり、隣地の承諾もあることから、地元としては農地転用について何の支障はないので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、この地区の担当推進委員であります、林斉委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

(林斉委員)

この件につきまして、11番委員の説明のとおりであります。

北側の●●●番、●●●番●の土地が●●さんの土地であります。既に田として機能はありません。このようなことから、農地転用をしても何ら問題ないと考えております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、44番は許可されました。

以上で、議案第45号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第25号 報告書を元に朗読】

【報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第26号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第26号 報告書を元に朗読】

【報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第27号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第27号 報告書を元に朗読】

【報告第28号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第28号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第28号 報告書を元に朗読】

【報告事項】

(農地担当)

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものとしたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することとしたします。

本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係が2件、第5条関係が8件でありました。

以上で、日程第3の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

それでは、日程第4、その他に入りますが、しばらく休憩といたします。

【午後2時13分から午後2時20分まで休憩】

(会長)

それでは、休憩前に引き続き総会を開きます。

次に、日程第4、その他に入ります。

そうじゃ農業委員会だよりについて、お願いいたします。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりについて報告】

(会長)

次に、平成29年度農地パトロールについて、お願いをいたします。

(3番委員)

【平成29年度農地パトロールについて報告】

(主査)

【平成29年度農地パトロールの実施方法について説明】

(会長)

その他として、委員の方から何かありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

【農業者年金の啓発活動について依頼】

(局長)

【活動記録日誌の記録方法等について報告】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

農業委員と農地利用最適化推進委員との合同での初めての総会でありました。不慣れなところもあろうかと思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。

稲刈りも早い所では、始まっていると思われます。10月になれば本格的になろうかと思えます。健康に十分に留意して、日中はまだ暑い日が続きますので、健康に注意して農作業に励んでいただければと思います。

本日は、どうもご苦労様でした。

閉会 午後3時10分